

薬食安発 1110 第 1 号
平成 26 年 11 月 10 日

各都道府県知事 殿



厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について

日頃より医薬品・医療機器等の安全確保対策に御理解と御協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、医薬関係者等が、医薬品
又は医療機器について副作用等の発生を知った場合において、必要がある
と認めるときに、厚生労働大臣に対し直接副作用等を報告するもので
す（注1）。報告された情報は専門的観点から分析又は評価され、必要な
安全対策を講じるとともに、広く医薬関係者等に情報を提供することで、
市販後安全対策の確保を図ります。

今般、薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）が施
行されることに伴い、平成 26 年 11 月 25 日より、本制度の報告窓口が
独立行政法人医薬品医療機器総合機構に変わります（注2）。報告窓口の
変更についての周知及び本制度のより一層の普及を図るため、「医薬品
・医療機器等の副作用・感染症・不具合報告のお願い」とともに本制
度の啓発ポスターを全国の医療機関・薬局等へ改めて配布することと
いたしました。

つきましては、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の趣旨を御理
解いただき、本制度の普及・定着のため、貴管下医療機関・薬局等への
本制度の周知につき特段の御配慮をお願いいたします。

（注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年八月十日法律
第一百四十五号）第68条の10第2項

（注2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年八月十日法律
第一百四十五号）第68条の13第3項